

## よくあるご質問

### Q1 対象業種は何か。

A1 製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、スポーツ施設等を提供する娯楽業のいずれかの業種に該当する事業者が申請可能です。

なお、上記業種に該当する場合でも、暴力団等とつながりのある事業者や、風営法の許可が必要な業種を営む事業者は対象外です。

### Q2 中小企業や個人事業主だけが申請できるのか。

A2 中小企業基本法に基づく中小企業に該当する事業者のみが申請可能です。

※参考 中小企業基本法による中小企業の定義

(宿泊業及び観光業はサービス業、飲食業は小売業、製造業はその他の業種にそれぞれ該当します。)

- ①卸売業………資本の額又は出資の総額が**一億円**以下の会社並びに常時使用する従業員の数が**百人**以下の会社及び個人
- ②サービス業………資本の額又は出資の総額が**五千万円**以下の会社並びに常時使用する従業員の数が**百人**以下の会社及び個人
- ③小売業………資本の額又は出資の総額が**五千万円**以下の会社並びに常時使用する従業員の数が**五十人**以下の会社及び個人
- ④その他の業種…資本の額又は出資の総額が**三億円**以下の会社並びに常時使用する従業員の数が**三百人**以下の会社及び個人

### Q3 個人事業主の場合、本社所在地はどう考えるのか。

A3 個人事業主の住所となります。

### Q4 法人の本社所在地や住所が市外の場合は対象となるか。

A4 市内に事業所があれば対象となります。

ただし、市内の事業所に設置する設備のみが対象となります。

### Q5 本社所在地（住所）はいつの時点のものを記載すればよいか。

A5 申請日（申請書の右上に記載する箇所があります）時点です。

### Q6 住所や法人の本社所在地が市内で、事業所が市外のみの場合は対象となるか。

A6 個人事業主で市内に居住しているのみで、事業所や事業拠点が市外である場合や、法人で代表取締役の居住地を本社地として登記しているが、実質的に市外のみで事業を行っているような場合は対象となりません。

### Q7 市外の事業所に設備投資を行うが、対象となるか。

A7 対象となりません。

### Q8 どのような設備が対象となるのか。

A8 中小企業が新規事業展開、新技術の創出、生産性の向上又は業務の効率化等のために取得する「建物」、「建物附属設備」、「器具及び備品（ただし、生物は除く。）」、「機械及び装置」で、その所有が市内事業者であることが確認できるものが対象となります。

**Q9 車両は対象となるのか。**

A9 車両も有形の資産ではありますが、自動車税や軽自動車税が課税されるものは対象外です。例として、キッチンカーにおける車両本体は対象外ですが、車両に設置する調理設備等は対象となります。

**Q10 パソコンやタブレット、ソフトウェア等は対象となるか。**

A10 パソコンやタブレットは他の業務にも活用することができる汎用性の高い備品なので、原則として対象外です。ソフトウェア及びクラウドサービスについては、新規事業参入や業務効率化等を目的として導入する場合に対象となります。

**Q11 設備本体の費用のほか、設置に要する費用も対象となるか。**

A11 設備の設置工事費用や設備運搬費用も対象となります。

**Q12 設備を動かす上で必要となる備品や消耗品の費用も対象となるか。**

A12 固定資産と認められる工具、器具やオプション備品は対象となりますが、稼働の度あるいは定期的に消費、交換等の必要があるものは対象外です。

**Q13 空気清浄機やエアコンの設置も対象となるのか。**

A13 この補助制度は新規事業展開、新技術の創出、生産性の向上又は業務の効率化等を行う事業者を支援する目的となっております。

主な目的が、単なる老朽設備の更新や、接客時の環境改善のためと認められるような場合は補助制度の趣旨にそぐわないため、対象外です。

**Q14 補助金交付決定後に契約等を行ったもののみが対象となるのか。**

A14 原則は、補助金交付決定後に契約等を行わなければなりません。

**Q15 交付決定日から12月31日までの間に契約を締結し、かつ、設備の設置及び費用の支払が令和7年2月28日までに完了するものについて、何らかの事情でこの期限に間に合わない場合はどうなるのか。**

A15 申請者都合又は設備業者の都合等のいかなを問わず、対象事業に係る補助金交付決定の一部又は全部が取消となりますので、期限に間に合うよう計画的に事業を進めてください。

**Q16 設備の発注にあたり契約書等が必要か。**

A16 社印のある契約書あるいは、社印のある発注書と相手方の請書のセットは必ず必要です。あわせて、検収、引渡日時を示した書類も作成してください。口頭やメールのみでの発注は、証拠書類として認めることができず補助金を交付できませんので、ご注意ください。

**Q17 補助事業が完了するまで補助金は入金されないのか（概算払や中間払はないのか）。**

A17 この補助制度には補助事業の途中での支払資金に充てるための、補助金の概算払や中間払といった制度はありませんので、事業中の資金については申請者で準備いただく必要があります。

補助事業が完了し、実績報告をいただいてから、支払いまで1ヶ月程度を要しますの

で、ご承知おきください。

**Q18** 補助対象事業の経費の支払いを対象外経費と合わせて支払ってよいのか。

A18 例として、補助対象となる100万円の設備代金と対象外の50万円を合わせて機械メーカーA社から購入し、振込により支払いを行う場合、合計は150万円となりますが、150万円を一括して振り込むと、契約書等との金額が一致しなくなる、あるいは支払いを証する書類の不備となる可能性があるため、必ず100万円と50万円に分けて振り込んでいただくようお願いします。なお、現金支払いは原則禁止です。

**Q19** 補助事業を進める中で、事業費が増減し、補助金額が増額（減額）となった場合や、やむを得ず事業を中止又は廃止せざるを得なくなった場合はどうするのか。

A19 補助金の変更交付申請を行っていただく必要があることに加え、契約等を証する書類についても変更内容を示したものを作成する必要がありますので、速やかに市商工課までお問い合わせください。

**Q20** 補助事業を進める中で、事業費の総額は変わらないが、内訳が変わった場合はどうするのか。

A20 補助金の変更交付申請が必要となる場合がありますので、速やかに市商工課までお問い合わせください。

**Q21** 補助事業を進める中で、当初予定していた設備が予定通り納入されない可能性があり、代替品を導入することとした場合はどうなるのか。

A21 補助金の変更交付申請を行っていただく必要がありますので、速やかに市商工課までお問い合わせください。

**Q22** 令和6年4月以降に個人事業主から株式会社に変更したが、対象となるか。

A22 令和6年4月以前から事業が連続していることが確認できれば、対象となります。

**Q23** 申請区分の「新事業展開枠」と「一般枠」について、両方の区分に該当する事業を一度に申請することは可能か。

A23 2つの申請区分の事業を一度に申請することはできません。申請の際はいずれかの区分のうち1つを選んで申請してください。また、この補助制度への申請は1事業者につき1回のみ可能となっておりますので、事業内容を十分にご検討されたうえで申請してください。

**Q24** IT ツールの「クラウドサービス利用料」の補助対象経費はどのように計算するのか。

A24 実績報告の期限までに支払いが完了した利用料が対象となります。

例) 令和6年6月1日 サービス利用契約締結  
毎月15日に利用料の支払い の場合

実績報告書の最終の提出期限が令和7年3月15日となっておりますので、6月15日支払い分から3月15日支払い分までの金額が補助対象経費となります。なお、この場合は実績報告書を支払日と同日に提出いただく必要があります。